



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

会社の過去の数字を表やグラフに！

P1



謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

私どものお客様の中に、創業以来永年にわたりほとんどの決算で黒字を計上され、見事な成長発展を遂げてこられた会社がいくつかあります。いずれも永年の間利益を蓄積され、現在では借入金もなくまたは少なく、いわゆるとても「良い会社」となっております。

それでもリーマンショックのような大きな景気変動や今回のコロナ禍のような社会的事態によって、赤字に転落された年度もゼロではないようです。それらの会社の社長様のお話をお聴きしていると、過去の数字をしっかりと分析され、赤字になった時に、その原因を分析し、何にどう対策を打って黒字に回復されたのかも理解しておられることがわかります。

客観的な分析を行ってしっかり把握されている会社は、次なる逆境にも強いようです。なぜなら過去の逆境体験をもとにその対策を正確に打てるからです。わざわざ私が申し上げるまでもないかもしれませんが、過去の数字を分析して振り返ることはとても重要です。それをどこまで詰めてやっておられるかが、次なる手を打つ時も大変参考になるはずです。

簡単なことでひとつお勧めするとすれば、創業以来の売上、利益、所得、借入金残高、従業員数、(製造業であれば)減価償却費、これらの数字を並べて表にしたり、さらにはグラフ化してみることです。これはやってみるととても意味のあることだと気づかれます。他の会社から新しく就任された社長様は、売上に対する材料比率や経常利益率その他、その会社の数字を過去10年間にわたり詳細に分析されて、現在の業績把握や将来の予測に活かしておられます。

その系譜の中で、10年単位での周年の区切りや、経営者の交代、景気や不景気のトレンドや大きな出来事などあれば、書き込んでみても面白いです。内部的には会社の主要取り扱い品目の大きな変更などあれば、それが大きな転機となって会社がダイナミックに転換してこられたことが見えるかもしれません。季節変動の大きな会社様ですと、移動年計などが表されてるとなお良いですね。ぜひお試しください。

なお、多くの会社でお使いいただいているTKCのFXシリーズでは、入力いただいたデータをもとに、ボタンを押せば数種類のグラフが出てきます。「最新の業績」ができるだけわかりやすく表示されるよう工夫されています。不明な点は、弊事務所監査担当者にお尋ねください。





情報

P2

令和 4 年度税制改正大綱の概要

コロナ禍の中、増税が難しい反面、ワクチン接種や補助金・給付金などの経済対策で国の負担増で減税も難しく小ぶりな内容となりました。

公表される前から“贈与税の非課税制度 110 万円が利用できなくなる”という情報が出ており一番関心が高く注目されていましたが、今回は具体的な改正はなく先送りとされました。

国民から反発され“増税”と受け止められる改正は簡単にはできないようで、今後改正されるとしてもいきなり大きな改正ではなく段階的に進んで行く見込みです。

【法人税】

○所得拡大税制（賃上げ税制）の拡充

- ・控除率を大企業は最大 30%、中小企業は最大 40%に拡大

いずれも、従業員の給与や教育訓練費の増加額に応じて控除率を上乗せ（経営力向上計画の証明要件は廃止）

- ・適用時期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

○交際費課税特例の延長（2 年）

○少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2 年）

- ・30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計 300 万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能

○少額資産の損金算入制度について貸付用資産を除外

除外対象となる資産（ただし、主要な事業として行われるものを除く）

- ・少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（10 万円未満の少額資産）
- ・一括償却資産の損金算入制度（20 万円未満の一括償却資産）
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例（30 万円未満の少額資産）

【所得税】

住宅ローン控除制度の見直し

- ・控除の適用期限を 4 年間延長
- ・控除率を現在の 1% から 0.7% に引き下げ
- ・所得要件を 2,000 万円以下に引き下げ

○子会社等からの配当に係る源泉所得税を廃止

- ・完全子法人株式等（100% 保有の子会社）からの配当
- ・基準日に置いて直接保有する株式等の保有割合が 3 分の 1 超である子会社からの配当
- ・適用時期は令和 5 年 10 月 1 日以降に支払いをすべき配当について適用

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____



【資産税】

○住宅取得資金贈与非課税制度の縮減

- ・非課税額限度を省エネ等住宅は1,000万円に、それ以外は500万円に引下げ
- ・令和5年12月31日まで2年延長

○法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長（1年）

○財産債務調書制度等の見直し

- ・提出義務者が拡大され、現行の提出義務者にプラスでその年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が追加
- ・提出期限は、現行は翌年の3月15日までとされていたものが翌年の6月30日に延長

【消費税】

自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- ・自動車重量税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設
- ### ○免税事業者の適格請求書（インボイス）発行事業者登録の見直し（柔軟化）

【納税環境整備ほか】

地方税務手続のデジタル化

- ・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大
- 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応
- ・記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置を整備
- ・証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設

○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の宥恕措置

令和4年1月～令和5年12月までの期間については、税務署長が保存できないことにつきやむを得ない事情があると認め、保存義務者が税務調査を受けた際に印刷した書面の提出が出来る状況にある場合には、保存要件を満たすこととなる。（保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、税務署長への手続きを要せずに出力書面等による保存を可能とする）

今回の税制改正大綱の本文中には、“ステークホルダー”という言葉がよく出てきました。ステークホルダーとは、企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける「利害関係者」を指し、株主・経営者・従業員・顧客・取引先、更には金融機関・競合相手・地域社会・行政機関も含まれ範囲は非常に広くに及びます。

このステークホルダーとのつながり・対話を大切にされた企業活動により、売上と利益の増加・雇用が拡大し、企業の継続・発展や社会貢献に結びつくこととなります。“ステークホルダー”をテーマにした経営に取り組み最大限の減税適用に結びつけてほしいと願います。

※今後アクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____

補助金・優遇税制・金融・財務の最新情報をご提供

企業向け無料会員サービスのご案内



FAS CLUB

FASクラブ(無料会員)とは、補助金・優遇税制・金融・財務の最新情報を受けることのできるサービスです。情報配信は当事務所が連携している株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp/>) が行います。

無料で受けられる4つのサービス

補助金・資金繰りサポートセンター

随時受付



専用の相談窓口より問合せが可能です。セミナーやメールを見て気になったことはお問合せ下さい。

会員専用WEBセミナー

随時開催



様々な補助金・公的制度などの最新情報をWEBセミナーで分かりやすく解説します。

メールマガジン

週に1度



週に1度最新の情報をメールでお届けします。最新情報を手軽にお受け取りいただけます。

情報誌の発行

隔月



2か月に1度、情報誌をメールでお送りします。内容は補助金、優遇税制、財務、金融、税務など

お申込みは下記サイトから

<https://bit.ly/3bdi4RZ>



明日の 幸せに向かって

中小企業の元氣
づくり応援します

認定経営革新等支援機関

おのえ
YOUR ユアブレード 尾上会計事務所

〒670-0952 姫路市南条527-1 TEL. 079-288-3811 FAX. 079-288-0997

URL <http://www.onoe-kaikei.com> mail info@onoe-kaikei.com